

特定半導体基金事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p>特定半導体基金事業費助成金交付規程 2022年4月30日 2022年度規程第1号 <u>一部改正 2025年7月31日 2025年度規程第15号</u></p>	<p>特定半導体基金事業費助成金交付規程 2022年4月30日 2022年度規程第1号</p>
第1条～第7条（略）  (交付に当たっての条件) 第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～二十二（略） <u>二十三 助成事業者は、助成事業終了時点、又は本事業（助成事業開始から経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年経済産業省令第68号。以下「5G促進法省令」という。）第10条に定められた特定半導体の生産期間が終了するまでの事業を指す。以下同じ。）における営業利益額の累計額が総事業費（本事業において必要となる資金の総額）から助成金の額を差し引いた投資額を上回ることが想定される時点のいずれか早い時点から5G促進法省令第10条に定められた特定半導体の生産期間が終了するまでの期間において想定される営業利益額について、当該期間が開始する1年前を目途として様式第7の2による事業見通し報告書を機構及び経済産業省に提出すべきこと。なお、当該報告書に記載する営業利益額は、助成事業の意思決定に係る株主総会の決議若しくは助成事業者の取締役会その他これに準ずる機関において助成事業に係る意思決定をす</u>	第1条～7条（略）  (交付に当たっての条件) 第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～二十二（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<p><u>る際に用いられた額とし、助成事業者は、当該報告書と併せて当該額を証明する議事録等の関連資料を提出すべきこと。</u></p> <p><u>二十四 助成事業者は、助成事業の開始年度から5G促進法省令第10条に定められた特定半導体の生産期間終了年度までの各年度について、助成事業者の毎会計年度終了後3か月以内に様式第7の3による事業化状況報告書を機構及び経済産業省に提出すべきこと。</u></p> <p><u>二十五～三十四</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～13条 (略)</p> <p>(財産の管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得財産等については、機構と協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p><u>(事業見通しの報告)</u></p> <p><u>第22条の2 機構は、助成事業者に、助成事業終了時点、又は本事業における営業利益額の累計額が総事業費（本事業において必要となる資金の総額）から助成金の額を差し引いた投資額を上回ることが想定される時点のいずれか早い時点から5G促進法省令第10条に定められた特定半導体の生産期間が終了するまでの</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>二十三～三十二</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～13条 (略)</p> <p>(財産の管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>期間において想定される営業利益額について、当該期間が開始する1年前を目途として様式第7の2による事業見通し報告書を機構及び経済産業省に提出させるものとする。なお、当該報告書に記載する営業利益額は、助成事業の意思決定に係る株主総会の決議若しくは助成事業者の取締役会その他これに準ずる機関において助成事業に係る意思決定をする際に用いられた額とし、助成事業者は、当該報告書と併せて当該額を証明する議事録等の関連資料を提出することとする。</p>	
<p>2 機構及び経済産業省は、前項に基づき提出された事業見通し報告書に記載された営業利益額の妥当性について判断することができない場合、助成事業者に対し、報告書の再提出、その他必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p>	
<p>(収益納付)</p> <p>第22条の3 機構は、助成事業者に、助成事業の開始年度から5G促進法省令第10条に定められた特定半導体の生産期間終了年度までの各年度について、助成事業者の毎会計年度終了後3か月以内に様式第7の3による事業化状況報告書を機構及び経済産業省に提出させるものとする。</p> <p>2 機構は、前項に基づき毎年度提出される報告書により、本事業の累計として助成事業者に相当の利益が生じたと認めたときは、特定半導体の生産期間終了年度に係る事業化状況報告書が提出された日から3か月以内を目途として、事業化状況報告書に記載された収益納付額の納付を助成事業者に対して命ずることとする。ただし、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害等が発生し、助成事業者が著しい損失を受けることが想定されると経済産業省が認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第23条～第25条（略）</p>	<p>第23条～第25条（略）</p>

新	旧
<p><u>附 則（2025年7月31日2025年度規程第15号）</u></p> <p><u>1. この規程は、2025年8月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. ただし、第8条第1項第二十三号及び第二十四号、第22条の2、第22条の3の規定は、2025年8月1日以降に交付決定（変更交付決定を除く。）を行う事業について適用する。</u></p> <p>様式第1 略</p> <p><u>様式第2 別添のとおり</u></p> <p>様式3～7 略</p> <p><u>様式第7の2 別添のとおり</u></p> <p><u>様式第7の3 別添のとおり</u></p> <p>様式第8～第13 略</p> <p><u>様式第14 別添のとおり</u></p> <p>様式第15～第20 略</p>	<p>様式第1 略</p> <p><u>様式第2 別添のとおり</u></p> <p>様式3～7 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>様式第8～第13 略</p> <p><u>様式第14 別添のとおり</u></p> <p>様式第15～第20 略</p>